

## 「市報こがねい」への広告掲載業務に係る入札案内書

### 1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 「市報こがねい」への広告掲載業務
- (2) 規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約を締結した日の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 予 定 価 格 事後公表
- (5) 入札担当部署 小金井市企画財政部広報秘書課広報係

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 小金井市競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成8年4月1日制定）に基づく指名停止期間中の者ではないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申し立てをしている者ではないこと。
- (4) 小金井市暴力団排除条例（平成24年条例第47号）第2条に規定する暴力団、暴力団員並びに暴力団関係者ではないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者ではないこと。
- (6) 広告代理業を営む者で、過去2年以内に国又は他の地方公共団体（公社及び公団を含む。）と広告代理に係る契約を締結し、業務の履行実績を有する者であること。

### 3 入札の参加申請

- (1) 提出書類
  - ア 一般競争入札参加申請書（様式1）
  - イ 過去2年以内に国又は他の地方公共団体（公社及び公団を含む。）と広告代理に係る契約を締結し、業務の履行実績を有することを証する書類（契約書の写し、発注者からの履行証明書等）

(2) 提出期日

令和6年2月13日（火）午後5時まで

(3) 提出先

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

小金井市企画財政部広報秘書課広報係（小金井市役所本庁舎2階）

電話 042-387-9803

(4) 提出方法

上記提出先へ、上記提出期日内平日の午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）に直接持参するか、郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は上記提出期日必着とします。

#### 4 質問事項について

(1) 提出期日

令和6年2月9日（金）午後3時まで

(2) 提出先

入札の参加申請に係る提出先と同じ（FAX 042-387-1224）

(3) 提出方法

質疑書（様式2）により、上記提出先へ、上記提出期日内平日の午前9時から午後5時（最終日においては3時）まで（午後0時から午後1時までを除く。）に直接持参するか、郵送又はファクシミリにより提出してください。なお、郵送又はファクシミリによる場合は上記提出期日必着とします。

また、回答はファクシミリにより行いますので、必ずファクシミリ番号を記載してください。

(4) 回答

申請者全員に対し、質問内容及び回答をファクシミリにより随時回答します。

(5) その他

質問の内容は、見積りに必要な事項に限るものとします。

## 5 契約条項

別紙契約書案のとおり

## 6 入札保証金

小金井市契約事務規則（昭和39年規則第16号）第9条第2項第2号の規定により免除します。

## 7 入札の日時・場所・注意事項

- (1) 入札日 令和6年2月16日（金）
- (2) 開始時刻 午前10時
- (2) 場 所 小金井市役所西庁舎2階第五会議室
- (3) 注意事項
  - ア 受付は、午前9時30分から行います。
  - イ 開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
  - ウ 入札場所への入場は、1入札参加者につき原則1名とします。
  - エ 入札参加決定後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
  - オ 郵送等による入札は受け付けません。
  - カ 小金井市契約事務規則第21条の規定に該当する入札は無効とします。

## 8 入札方法

- (1) 所定の入札書（様式3）に必要事項を記載し、記名押印の上、入札参加者名を記載した封筒に封入し、入札時に担当者の指示により提出してください。
- (2) 入札金額は、日本通貨による表示とし、仕様書に記載の業務内容を執行するために広告枠の買い取る際の総額を税抜きで記載してください。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に契約締結日に適用される消費税額及び地方消費税額を加算した金額（1円未満の端数切捨て）とします。
- (3) 代理人が入札する場合は、委任状（様式4）に必要事項を記載し、記名押印の上、入札書とは別に提出してください。
- (4) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

## 9 落札者の決定

落札者は、市があらかじめ定めた予定価格以上の最高価格の入札をした者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が複数あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、同価格を入札した者はくじを引くことを辞退することはできません。くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

## 10 契約保証金

小金井市契約事務規則第47条の規定によります。